1 調査名称:播磨町総合都市交通体系調査

2 調査主体:播磨町

3 調査圏域:播磨町管内

4 調査期間:平成30年度~令和元年度

## 5 調査概要:

播磨町内の都市計画道路では、全長約16.1km(9路線)のうち、現在、3路線(約5.0km)が未着手となっている。一方、播磨臨海地域道路周辺においては、播磨臨海地域道路のルートが確定していなかったため、見直しの対象外としていたが、ルート決定が具体化するため、改めて同道路の影響を考慮した都市計画道路網の見直しを行う。

平成30年度は、播磨臨海地域道路を踏まえた都市計画道路網を用いて、将来交通 量配分を実施し、未着手となっている都市計画道路網の存続・廃止を検証した。

## 調査概要

- 1 調査名称:播磨町都市計画道路網見直し業務
- 2 報告書目次
  - 第1章 業務の概要
  - 第2章 既定計画交通量配分の実施
  - 第3章 見直し後都市計画道路網の将来交通配分の実施

## 調査成果

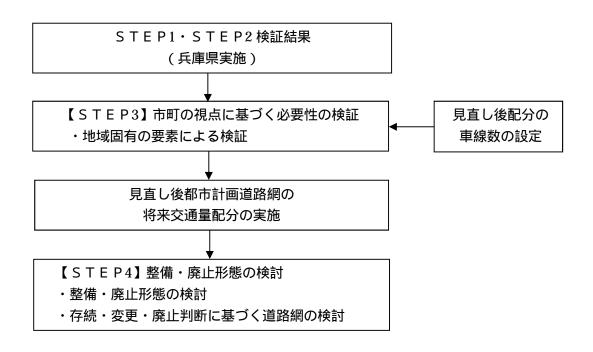
## 1 調査目的

本業務調査では、現在計画が進められている播磨臨海地域道路において、都市計画を定める区間(第二神明~広畑区間、播但連絡道路南進部を含む。)による影響を考慮した都市計画道路網の見直しを行うため、播磨町において「都市計画道路網ガイドライン〔兵庫県 平成23年3月〕」(以下「ガイドライン」という。)のうち、ステップ3及びステップ4を実施する上で必要となる「播磨圏域将来交通配分結果」(兵庫県実施)を基本とした、交通配分を実施する。

交通配分は、最新の将来OD表(平成27年道路交通センサスベース平成42年将来OD表)を用いるものとする。また、配分条件の妥当性を検証する上で、最新の現況OD表(平成27年道路交通センサスOD表)を用いた現況交通配分を実施する。

これらの結果に基づき、ガイドラインによるステップ3及びステップ4を取りまと める

#### 2 調査フロー



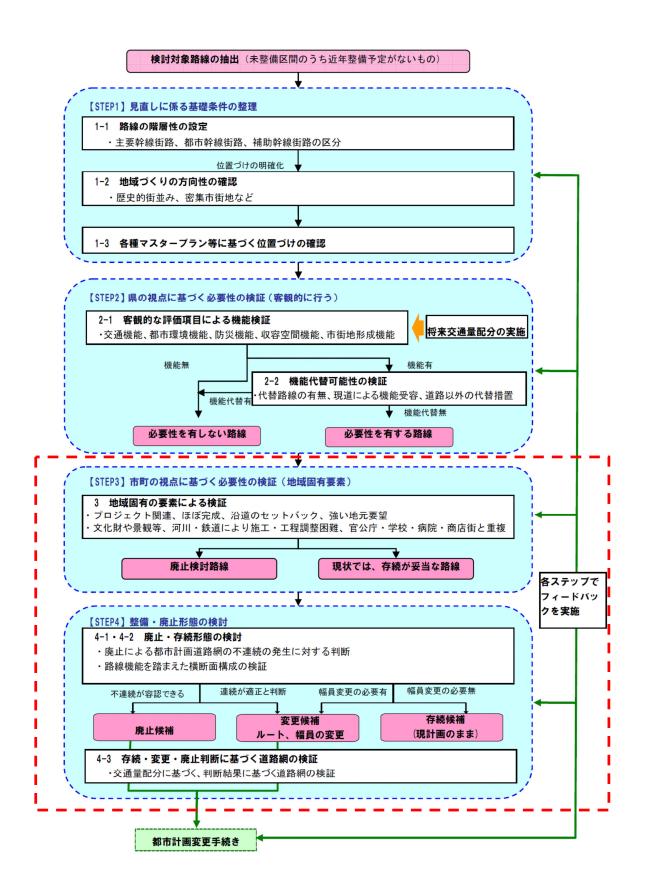
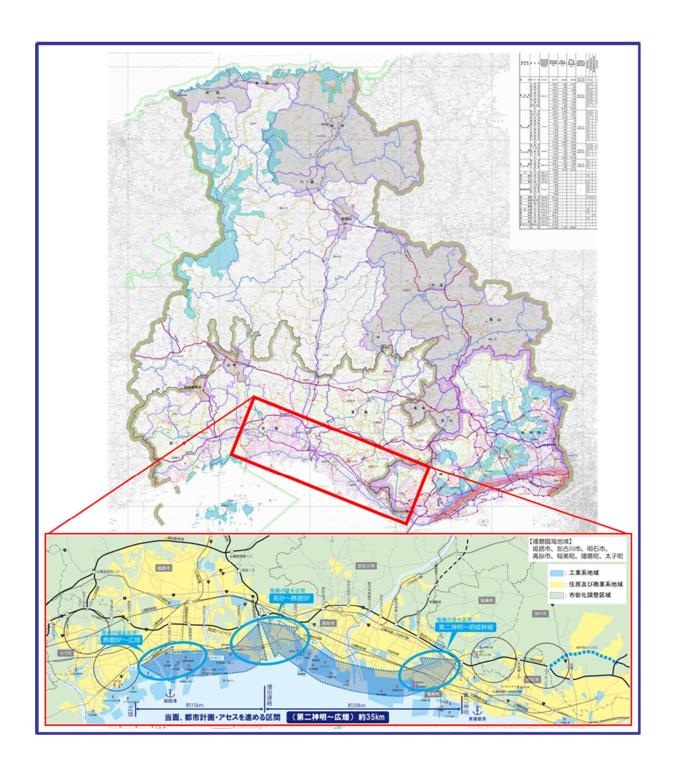


図 2.1.1 『都市計画道路網見直しガイドライン』

# 3 調査圏域図

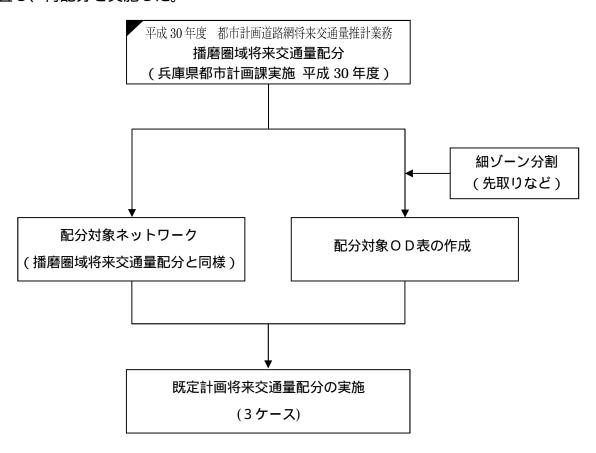


- 4 調査成果
- 4-1 既定計画交通量配分の実施
  - 2.1 交通量配分の概要
  - 2.2 交通量配分の前提条件
  - 2.3 交通量配分手法
  - 2.4 交通量配分結果
- 4-2 見直し後都市計画道路網の将来交通配分の実施
  - 3.1 交通量配分の概要
  - 3.2 交通量配分の前提条件
  - 3.3 交通量配分結果
  - 3.4 STEP4 における都市計画道路網見直し検証結果

## 4-1 既定計画交通量配分の実施

既定計画将来交通量配分については、図2.1.1に示すフローに従い実施した。

既定計画将来交通量配分は、平成30年に兵庫県が実施した「播磨圏域将来交通量配分結果」を基本として、播磨町が必要と思われる先取りを行った上で播磨町内の路線を詳細に精査し、再配分を実施した。



< 既定計画将来交通量配分ケース >

配分ケース	ネットワーク条件
1	播磨臨海地域道路なし
2	播磨臨海地域道路あり(無料)
3	播磨臨海地域道路あり(有料)

図 2.1.1 既定計画将来交通量配分フロー

なお、交通量配分結果については、現在播磨臨海地域道路の計画において検討中である不確定なルート及び構造に基づく情報であり、公にすることにより市民の間に著しい混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすと認められるため、非公開とする。

## 4-2 見直し後都市計画道路網の将来交通配分の実施

都市計画道路網見直し検討にあたっては、兵庫県において策定している、図 2.1.1 に示す『都市計画道路網見直しガイドライン』のフローに従い、検証を行った。

本検討では、兵庫県が実施している都市計画道路網見直し検討のうち、STEP1・2を検証した結果を受けて、STEP3の検証を実施した。この結果から「存続」「廃止」方針を示している。その後、既定計画将来交通量配分結果から推計された路線別交通量を基として「見直し後配分の車線数の設定」を検討した。

上記車線数の設定結果を交通量配分ネットワークに反映した上で、見直し後都市計画道路網の将来交通量配分を実施した。この交通量配分結果から、検討対象路線の整備方針を検討し、最終の検証結果を示した。

STEP3の検証結果を基に、「交通量配分結果」にて交通量配分を実施し、都市計画道路見直し前後における交通状況の変化を確認した。この結果からSTEP4における都市計画道路網見直し検証を実施し存続・廃止の決定をした。

なお、交通量配分結果については、現在播磨臨海地域道路の計画において検討中である不確定なルート及び構造に基づく情報であり、公にすることにより市民の間に著しい混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすと認められるため、非公開とする。